

第4章 教育・訓練

1 教育・訓練の定期的な実施

水道事業体は、本手引きを周知・活用し、地震等緊急時における応急活動が的確に実施できるよう、平常時から定期的に、災害時の情報連絡・応急活動・受援活動等に関する包括的な教育、並びに具体的な業務に関する知識付与・訓練に努める。

また、本手引きに基づく地方支部及び都府県支部等が行う訓練や、水道事業体間における相互応援に関する協定等に基づき、広域的な訓練を行うことが効果的である。

さらに、各自治体の災害対策本部が設置された場合は、同本部と連携を保ちながら応急対策を実施する必要があることから、情報伝達等の訓練も定期的の実施する。

なお、こうした多様な訓練から得られた教訓や知見等を踏まえ、必要に応じ、応急活動や応援受入マニュアル等の見直しを行い災害対応力の向上に努めることが重要である。

【この節の内容】

- 1-1 水道事業体における教育・訓練
- 1-2 一般行政部局との訓練
- 1-3 他水道事業体等との広域訓練
- 1-4 地域住民との連携(訓練)
- 1-5 応援受入訓練

1-1 水道事業体における教育・訓練

(1) 職員に対する教育

- 地震等災害に関する基礎知識（関係法令（災害対策基本法、災害救助法、公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法等）、自治体の地域防災計画等）
- 本手引きの意義と内容
- 「応急活動（応急給水・応急復旧）マニュアル」・「応援受入マニュアル」の意義と内容
- 水道事業体が締結している災害時相互応援に関する協定の意義と内容
- 資機材及び配管図面等の図書類などの整備保管

- 災害が発生し、又は発生するおそれのある場合に具体的にとるべき行動
- 職員が果たすべき役割(職員の活動体制と役割分担)
- 防災連絡会議等への参加
- 災害対策の課題その他必要事項

(2) 訓練の内容

- 非常参集の発令、情報収集及び職員の動員等の訓練
- 災害発生時における活動を有効かつ合理的に実施するための、被害想定に基づく図上訓練(訓練で使用する資料の一例として、**資料2・資料3**を参考にされたい。)
- 「応急活動(応急給水・応急復旧)マニュアル」に基づく応急給水・応急復旧に関する訓練
- 災害が発生又は発生するおそれのある場合の災害広報の訓練
- 民間協力機関との連携による応急復旧、住民やボランティア団体に対する給水車による運搬給水、ポリタンク等の簡易容器による運搬及び応急給水資機材などの取扱い訓練等



参集訓練

「写真提供：仙台市水道局・石巻地方広域水道企業団」



参集訓練



図上訓練

「写真提供：仙台市水道局・石巻地方広域水道企業団」

1-2 一般行政部局との訓練

大規模な地震等が発生した場合には、各自治体の災害対策本部が設置され、同本部と連携を図りながら応急活動を迅速かつ的確に実施しなければならない。

そのため、同本部と各種情報の伝達訓練等を定期的実施する。

- 水道給水対策本部の設置報告
- 職員の動員、配備体制
- 水道施設の被害状況
- 断減水地域状況
- 自衛隊等への応援要請に関する事項
- 応急給水、応急復旧活動

1-3 他水道事業体等との広域訓練

本手引きに基づく地方支部や都府県支部等が行う訓練や、水道事業体間における相互応援に関する協定等に基づき広域的な訓練を行うことが効果的である。

- 応援要請等情報伝達訓練
- 応援派遣及び受入訓練
- 水道給水対策本部運営訓練
- 資機材運搬・配管図面取扱訓練
- 現地訓練(応急給水活動訓練及び工事事業者等との共同訓練を含む応急復旧活動訓練)
- 自衛隊、民間協力機関、住民、ボランティア団体等参加型の訓練

【事例】日本水道協会関東地方支部令和6年度南関東ブロック合同防災訓練

目的：「(公社)日本水道協会関東地方支部災害時相互応援に関する協定」及び「地震等緊急時対応の手引き」に基づく、応援要請、参集、給水車進行訓練等を実施し、応援に係る各手順の確認を行うことで、各水道事業体間の連携を図り、発災時の相互応援協定の実効性を確保すること

開催日：令和7年1月22日(水)～1月23日(木)

開催場所：川崎市内小学校等

参加組織：横浜市水道局、川崎市上下水道局、東京都水道局、千葉県企業局、甲府市上下水道局、静岡市上下水道局ほか 計11事業体

訓練内容：

<第1日目>

- ・情報伝達訓練

<第2日目>

- ・応援隊進行訓練、受入訓練
- ・応援活動審議訓練（幹事応援水道事業体全体会議、関東地方支部給水隊全体会議）
- ・給水車注水訓練
- ・応急給水訓練（市内小学校の生徒参加）



応援活動審議訓練



応急給水訓練

【事例】海上保安庁、自衛隊との合同訓練（徳島市、小松島市）

目的：令和6年能登半島地震を踏まえ、徳島県下において大規模災害が発生した際、巡視船からの給水を想定し、関係機関による現場手順を確認することで、円滑な給水支援を図ること

開催日：令和7年2月4日(水)

開催場所：小松島市小松島港

参加組織：徳島市上下水道局、小松島市水道部、海上保安庁（徳島海上保安部・和歌山海上保安部）、陸上自衛隊（第14施設隊）

訓練内容：

- ・巡視船「きい」着岸・停泊、給水ホース展張
- ・自衛隊、徳島市、小松島市給水車への注水 等



巡視船からの注水訓練（左：自衛隊、右：徳島市）

1-4 地域住民との連携(訓練)

水道事業体においては、災害対応能力のより一層の強化を図るため、地域住民との連携が重要になる。そのためには、地域住民に水の大切さや平時より災害に対する意識を持ってもらうため、地域住民と連携した訓練を実施することが有効である。

【事例】令和6年度 豊田市消防団合同訓練会

目的：地域の防災意識向上と次世代防災リーダーを育むこと

開催日：令和6年11月16日(土)

開催場所：豊田市内コミュニティーセンター、区民会館、小学校

参加組織：消防団、自治区、中学生ボランティア、避難所運営班、防災対策課など 計100～120名

訓練内容：

- ・(補水訓練) 給水車への補水、給水車からの加圧補水
- ・(給水訓練) 給水タンクと給水コンテナ*を使用した応急給水
*コンテナは防災対策課指導の下、避難所運営班及び市民が組み立て
- ・(講話) 上下水道局職員が飲料水備蓄の必要性や能登半島地震の災害派遣等について説明



防災対策課・自治区による給水コンテナ設置



給水袋の使い方説明



会場内の様子(災害用トイレの設置など)



職員による備蓄等に関する講和

1-5 応援受入訓練

被災水道事業体では、被災に伴う一時的な組織機能の低下等により、応援受入体制を構築できず応援資源(人、給水車、資機材等)を十分活用できない場合がある。

このため、平常時に「応援受入マニュアル」を整備するとともに、それに基づき応援受入訓練を定期的な実施することが重要である。